
ドメイン名の管理運営の在り方 に関する論点(案)

目次

0. 総論	2
1. ドメイン名管理運営に関する信頼性について	4
2. ドメイン名管理運営に関する透明性について	7
3. ドメイン名の信頼性・透明性の確保に係る方策について	9

論点

- ・ 「.JP」の『サービス内容』はどうあるべきか。
 - サービスが停止しない等の基本的な信頼性に加え、DoS攻撃やフィッシングに使われにくい等、コストをかけて、ドメイン名に係る信頼性も確保すべきではないか。
 - ユーザには、できるだけ低廉な料金でサービスが提供されるべきではないか。
 - 上記2つの要素は、相反するものであるが、両者のバランスをどこに決めるべきか。また、その決定プロセスはどうあるべきか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

【高信頼性でのサービス提供】

- ◆ JPDメインについては、「登録している組織情報が実際の組織と異なっている」「フィッシングサイトに使用されている」等の品質の悪いドメインが発覚した場合には、JPRS自ら登録を抹消している。これらの取組みにより、JPDメインの登録件数は減少し、登録収入も減ることとなるが、JPDメインに係る信頼性を保つこれらの措置は、利用者にとっては重要なことだと思っている。
- ◆ 低廉な料金をユーザーが望めば、「.com」等を選択すればよいし、信頼性を望むのであれば「.jp」を選択すればよい。ヤフーや総務省にとっても、当社にしても、「.jp」の料金が1,000円安くなるよりは、信頼性を維持することを望む。
- ◆ JPDメインにおいて最も重要なことは、信頼性である。技術的にも、ドメインの利用者にとっても、信頼性が担保されているJPDメインを好意的に見ている。

【低料金でのサービス提供】

- ◆ 例えば、日本とオランダのccTLDについて比較をすると、「.JP」の価格は3倍、登録数は30分の1。「.JP」が普及してないのは、価格が高いからである。

【サービス提供の方針と決定プロセス】

- 各国のccTLDの登録数をみると、ドメイン名の登録数に最も大きな影響を与えているのは、1人当たりGDPと考えられる。ドメイン名の登録料の水準は登録数の多寡に有意な影響を与えているが、1人あたりGDPの影響と比べれば小さい。ただし、レジストリがコントロールできるものの中で登録数に与える影響が最も大きいものは登録料である。
- 価格が安い方が普及を促進するという論がある一方で、価格は高くてもいい、ドメイン名は少しずつ安定的に成長すればいいという考え方もあり得る。問題は、価格決定のプロセスである。
- ◆ ドメイン名管理運営の課題は、どのように規制するのかではなく、明確な普及の目標を設定し、普及を促進することである。

論点

- ・ 「.JP」の規律を考える際には、『インターネットのグローバル性』を考慮すべきではないか。
 - 海外に設置された設備は日本国内の法規制の対象とならないが、海外に設置されたサーバーから提供されるサービスは、国内のサーバーから提供されるサービスと同じように利用されている。規制を考える場合、このようなインターネット特有の性格を考慮すべきではないか。
 - ドメインの名前解決(ドメイン名からIPアドレスへの変換)には、最初にルートDNSへ問合せが発生するが、ルートDNSサーバーの中には、海外に設置されているものもある。このように、「.JP」の名前解決においても海外設置のサーバーを利用していることを考慮すべきではないか。
 - ccTLDの運用を規律する方法は各国により様々な方法(契約、法律等)が採用されている。日本における規律手段を考える場合には、各国の制度を検討した上で議論すべきではないか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

- ISOCにおいて、「インターネットは、グローバルなサービスが前提」「IPアドレスおよびドメイン名、さらに、DNSを用いたIPアドレスとドメイン名の対応関係においても、地理的制約は存在しない」と説明されている。
- ◆ 日本国内で法律で規制しても、欧米で同様の規制がなければ、サーバーを海外に移す等により、日本の法や規制を簡単に超えてしまう。(インターネットの世界は、)「日本が」という概念を楽々と超えてしまう世界である。
- インターネットの技術的な仕組みについては、コンセンサスベースに基づきグローバルに議論がなされるが、法律的な仕組みについては、国際的な枠組みがなく最終的には各国個別の法律で規定せざるを得ない。
- ドメインネームサーバー、特にルートDNSサーバーは、グローバルでの協調とシステムがグローバルな環境で、国境をまたいだ形で運用されている。また、サービスがグローバルに、どこからでも区別なく、差別なく公正に、かつ公平にアクセスできるような信頼性の高いシステムをつくるようなシステムができ上がっている。
- ◆ インターネットの世界を法律等によってむやみに規制しようとすることは、我が国のインターネットの発展を阻害することになりかねず、結果的には、日本だけがインターネットを閉じた世界にしてしまい、その発展を閉じてしまうことになりかねない。
- インターネットに関する国際的な議論への日本からの参加者が非常に少ない。グローバルなインターネットを維持するためには、法律的・制度的分野について日本が積極的に参加して、国際的な議論をリードしていくことが必要であり、このための政府の関与は極めて重要。
- 国によって、自由度の高いところから、きつい管理をやるところもあり、さまざまであるが、(我が国の規制を考える場合には)国内外の状況もよく見た上でご議論いただきたい。

論点

- ・ 「.JP」に求められる『信頼性』を考えるにあたっては、以下のような視点を考慮すべきではないか。
 - － DNSシステムの堅牢性(サービス計画外停止時間、セキュリティ、データエスクロー等)
 - － 登録の際の重複排除、紛争処理システム
 - － 差別的取り扱いの禁止
 - － 管理運営事業者(レジストリ)としてのガバナンス、財務状況
 - － 再移管スキーム

※再移管とは、現在JPNICからJPRSへ移管されているJPDメインの管理運営業務について、JPRS以外の者へ移管し直すことをいう。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

【システムの堅牢性】

- ルートDNSサーバーやccTLDのDNSサーバーは、技術的にも、運用者の教育や情報共有という点においても、非常に高い運用堅牢性が実現されている。
- ◆ 「移管契約第13条の各項目に関する評価基準」には、「JPDNSの停止時間が運用実績において年間8時間を超えていないこと」「エスクローエージェントとの契約が締結されること」等が規定されている(システムの堅牢性は確保されている)。

【紛争処理システム】

- ◆ JPNIC-JPRS間の移管契約第13条に「乙(JPRS)は、甲(JPNIC)の制定したJPDメイン名紛争処理方針を採用し、その手順を実施する。」とある。

【差別的取り扱い】

- 公共的な規律というときの大きな問題の1つは、差別的な取り扱いの問題である。

【ガバナンス、財務状況】

- 一般の株式会社に高い公共性を託すときには、その会社のコーポレートガバナンスは大丈夫かという問題があるのではないか。
- ◆ JPDメインのポリシー策定等を行う「JPDメイン名諮問委員会」には、各界からの代表者で構成されており、そこでは、JPRSのJPDメインのサービス自体についてもご議論いただいている。
- ◆ JPNIC-JPRS間の移管契約第14条には「乙(JPRS)は財務及び経理に関し、別途甲(JPNIC)乙協議の上決定された事項について、甲に対して、すくなくとも年1回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。」とある。

【再移管スキーム】

- ◆ 「.jp」の運営事業者が民間企業である以上、経営方針の継続性について一定のリスクが想定される。このリスクへの対応という意味で、JPRS社以外にもJPNICから再移管ができるような形等、体制を強化すべきではないか。
- ◆ JPNIC-JPRS間の移管契約第14条には「乙(JPRS)が(中略)違反状態を是正しない場合、甲(JPNIC)及び政府当局は相互に協議の上、本件業務の再移管を決定する」とある。

論点

- ・ ccTLDに求められる信頼性を考える際には、ccTLDのDNSのみを考えるのではなく、ルートDNS・ccTLDのDNS・ISPのDNS・キャッシュDNSサーバー等一連のシステム全体が「全て」正常に動いていることがドメイン名が機能する必要条件であることを考慮すべきではないか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見（以下同じ）

- ◆ ルートDNSサーバー、JPDNSサーバー、EXAMPLE.jpのDNSサーバー、キャッシュDNSサーバーの4つのDNSサーバーが全部動いていないとドメイン名は使えない。

論点

- ・ これまでの「.JP」の高い運用実績に鑑みれば、DNSシステムの技術的な堅牢性については、現状の基準※で機能していると言えるのではないか。

※ 「移管契約第13条の各項目に関する評価基準」(JPNIC HPより):

- ①「レジストリデータベース」「Whois」「JP DNS」の運用実績において所定の停止時間(レジストリデータベースとWhoisについては8時間/月、JPDNSについては8時間/年)を越えていないこと。
- ②JPRS は、JPNIC の制定する紛争処理方針の採用と紛争処理手順を実施を行うこと。
- ③エスクローエージェントと契約が締結されデータの預託実績があること。

<主な意見>

- ◆ 「.JP」は、技術的な信頼性において、世界で最も安全なccTLDと言われている。実際に、技術的な停止は一切発生しておらず、技術的な信頼性について非常に高く評価されている。
- TLDについては、DNSサーバーのコピーが複数存在するため、たとえ1つのDNSサーバーが技術的に止まったとしてもサービスに影響はなく、信頼性を法律で担保する必要は無いのではないか。
- ◆ 「.JP」は信頼性に関しては、後退した事実がない。
- ◆ マカフィの2010年レポートにおいて、「.JP」は安全なccTLDランキングで1位である。

論点

- ・ ドメイン名管理運営に関する『信頼性』に関して、サービスが順次開始され、多くのTLDが利用されるようになるgTLDについてはどうあるべきか(ccTLDと同レベルに考えるべきか。gTLDの特殊性をどのように考えるべきか)。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

- ◆ ひとくくりに「ドメイン名運営管理の信頼性確保」といっても、ccTLD、地名gTLD、企業名を冠した一般的なgTLDについて、それぞれ求められる信頼性は異なるため、1つの仕組みだけで全てのTLDの信頼性確保を可能とするような在り方を考えていくのは難しい。

論点

- ・ 「.JP」レジストリ業務の重要性・公共性に鑑み、今後、一層の透明性の確保の観点から、レジストリ業務という特殊性も考慮に入れながらも、原価構造や研究開発投資額等、利用者に対して一定の情報公開が必要ではないか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見（以下同じ）

- （現在のJPRSは）透明性の確保、情報開示が不十分ではないか。
- ◆ 独占してレジストリ業務をする中では、ある程度の情報公開は業務に妨げのない範囲で必要になるのではないか。
- ◆ 透明性の観点から、原価構造とか研究開発にどれだけ投資しているのか等については公開してもいいのではないか。
- ◆ 国の重要インフラとなっているインターネットの基盤システムの一部である以上、一定以上の情報公開は必要でないか。
- ◆ 他のインフラ等を担う企業の財務諸表と同等の開示レベルで、情報公開されるべきではないか。

論点

- ・ 「.JP」の高信頼性の確保と低廉な価格でのサービス提供のバランスや、その決定プロセスに係る議論は、レジストリ業務の透明性の確保の方策と関連して議論されるべきではないか。

<主な意見>

- ◆ レジストリの意思決定プロセスの透明性が十分ではないため、個々の適切性を判断する材料が不足している。

論点

- ・ 「.JP」の管理運営にあたっては、「事業運営に関する外部チェック」や「ステークホルダーとの意見交換」等の仕組みが必要ではないか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

- ◆ JPNIC-JPRS間の移管契約第14条において、「乙(JPRS)は、財務及び経理等に関し、甲(JPNIC)に対して年1回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。」とあるが、これについても、「甲(JPNIC)乙(JPRS)協議の上決定された事項」についてのみ報告することとなっており、政府の関与が不十分ではないか。
- ◆ JPNICとJPRSは、「JPNICがJPRSの筆頭株主である」「JPRSの役員がJPNICの理事を兼務している」「JPRS諮問委員にJPNICの理事がいる」など利害関係を有している。JPNICが公共性の担保を行うのであれば、これらの利害関係の整理が必要ではないか。
- ◆ 事業運営の外部チェックや、ステークホルダーとの意見交換といったことができる仕組みを強化することが必要ではないか。

論点

- ・ ドメイン名管理運営に関する『透明性』に関して、gTLDについてはどうあるべきか(ccTLDと同レベルに考えるべきか。gTLDの特殊性をどのように考えるべきか)。

論点

- ・ 「.JP」ドメインの信頼性・透明性を確保するためには、どのような形で担保することが適当か。
 - 法律
 - 政府との契約
 - マルチステークホルダーや民間主導による目標・基準の設定
- ・ インターネットの特殊性や時代の流れも念頭に置いて、担保すべき項目毎に担保の方策を検討すべきではないか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

- 最近では官から民、いわゆるディレギュレーションからさらに先に行って、コレギュレーションということで、官と民が適切に関わっていく流れがある。(このような潮流に鑑みれば) 政府が関わることは、決して流れに反している話ではない。
- 国の関与にも色々な程度がある。例えば、契約というやり方の中でも、国との契約を法律で義務とする方法もあれば、法律での義務としないという方法もある。また、仮に法律に書くとしても、どの程度細かく契約に関することを書いておくかという論点もある。
- マルチステークホルダーがしっかりと議論できる場を設定するというのも、国の役割の一つとして考えられるのではないか。
- ◆ 政府とJPNICが契約を締結し信頼性・透明性を担保することで、民間主導という原則を維持しつつ一定のガバナンスを入れていく仕組みが出来る。
- ◆ インターネットの世界を法律等によってむやみに規制しようとするのは、我が国のインターネットの発展を阻害する。
- ◆ 民間主導による目標・基準の設定を行い、適切な情報共有の場を国と事業者の間に確立すれば良い。
- ◆ 透明性の問題が30年後に顕在化した場合、解決できる人はおそらくいない。今回、諮問された内容は今のうちに議論しておいたほうが良い。その一方で、今「.JP」の信頼性が高いため現状を変える事には信頼性の面でリスクが生じる恐れもある。
- 日本をインターネット先進国とするために、前向きな制度作りを政府も一緒になって行うべき。「立法すなわち規制」と考えるのではなく、インターネット促進、ひいては社会の進歩のための制度作りを考えるべき。

論点

- ・ これまでインターネットが民間主導で発展してきた経緯に鑑み、政府が一定の関与をすることを想定した場合でも、インターネットに係る今後の活動において民間の活力が失われないようにすることが重要ではないか。また、インターネット上での国境を越えたサービス提供や自由な活動が失われないような配慮をすべきではないか。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見（以下同じ）

- 政府が関与する場合、民間主導の風土、あるいは実際の活力が失われないような形をとらなくてはいけない。
- インターネットというのはグローバルで自由な空間という価値が大事。そこでは自由な活動ができ、言論の表明もできる。
- ◆ インターネットは基本的にICANNの指導のもとで人々の自由があり人々に開かれている、ということが日本の基本的なスタンスであるべき。

論点

- ・ ラストリゾートとしての役割を政府に求める場合には、政府が関与できるための法律等何らかの根拠が必要となるのではないか。

<主な意見>

- 何かあったときに、経済活動だけでなく国民全部が困るような事態に陥るようなものであってはいけないのではないか。
- 大変な災害等があった場合に、完全に民間だけの手では今のインターネットの制度、社会を守れない。諸外国では、必要最低限の政府関与について考えられているが、そういう体制をどうやって維持していくか考えるべきではないか。
- 大きな災害等が起こった時にラストリゾートとして政府が動くための糸口を法律等で用意しておく必要があるのではないか。
- ◆ 法律で規制せずともマルチステークホルダーの1員として政府がラストリゾートの役割を果たせるのではないか。

〔 論点 〕

- ・ ドメイン名管理運営の関する信頼性・透明性の確保に係る方策について、gTLDについてはどうあるべきか(ccTLDと同レベルに考えるべきか。gTLDの特殊性をどのように考えるべきか)。

<主な意見> ※ □は構成員の意見 ◆はヒアリングで寄せられた意見

- ◆ 今申請されている地名のgTLDのレジストリも一般企業だが、公的なものということを考えると、一定の制約、制限はかけられてもいいのではないか。
- ◆ 地名のgTLDについては、国の一定のサポートが地方の自治体に対して行われるべき。また、地名のgTLDもccTLDと同じく公的なもののため、公共の利益に資するような運用をされるべき。
- ◆ 公的なTLD(地名、国名)は一定以上の透明性、公平性等がおのずと求められるのではないか。
- ◆ 一般ブランドの新gTLDというのは商標であり、それほどの特別な保護は必要ではない。